

令和7年度高石市利用者負担額（保育料）徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児（3号認定）				3歳以上児 （2号認定）
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間		
			第1子	第2子	第1子	第2子	
1	生活保護世帯又は里親の属する世帯		0円	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	
3-1	市町村民税均等割のみ	特定世帯※ ¹	4,050円	0円	3,950円	0円	
3-2	課税の世帯		8,100円	4,050円	7,900円	3,950円	
4-1	市町村民税所得割課税額	特定世帯※ ¹	4,750円	0円	4,650円	0円	
4-2	48,600円未満		9,500円	4,750円	9,300円	4,650円	
5-1	市町村民税所得割課税額	特定世帯※ ¹	5,650円	0円	5,550円	0円	
5-2	48,600円以上52,100円未満		11,300円	5,650円	11,100円	5,550円	
6-1	市町村民税所得割課税額	特定世帯※ ¹	7,000円	0円	6,850円	0円	
6-2	52,100円以上68,400円未満		14,000円	7,000円	13,700円	6,850円	
7-1	市町村民税所得割課税額	特定世帯※ ¹	9,000円	0円	8,800円	0円	
7-2	68,400円以上77,101円未満		23,000円	11,500円	22,600円	11,300円	
8	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		23,000円	11,500円	22,600円	11,300円	
9	市町村民税所得割課税額 97,000円以上137,000円未満		35,600円	17,800円	34,900円	17,450円	
10	市町村民税所得割課税額 137,000円以上169,000円未満		43,000円	21,500円	42,200円	21,100円	
11	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満		48,800円	24,400円	47,900円	23,950円	
12	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満		53,000円	26,500円	52,000円	26,000円	
13	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		58,000円	29,000円	57,000円	28,500円	

※¹ 特定世帯とは、ひとり親世帯および在宅障がい者がいる世帯等のことをいいます。

※² 市町村民税及び世帯の状況（生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障がい者がいる世帯）等に変更がございましたら、利用者負担額（保育料）・副食費免除の有無も変更となる場合がございます。保護者の方が子育て支援課にて申請していただいた翌月から利用者負担額（保育料）・副食費免除の有無が変更となります。

（注意1）

第1階層を除き、令和7年度4月分から8月分までの利用者負担額（保育料）・副食費免除の有無の決定は、令和6年度の市町村民税で算定し、令和7年度9月分から3月分までの利用者負担額（保育料）・副食費免除の有無の決定は、令和7年度の市町村民税で算定します。

※政令指定都市から転入された方の利用者負担額（保育料）・副食費の免除の有無を決定する際、政令指定都市において課税された市町村民税額を基礎とする場合は、一般市で課税された税額とみなし計算します（政令指定都市で課税された市町村民税額に8分の6を乗じた額）。

（注意2）

表面の「市町村民税」の額を計算する場合、税額控除（市町村等に対する寄付金控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、配当控除等）は、適用しません。

（注意３）

多子軽減制度として、同一世帯内で小学校就学前までの子どもが複数人同時に保育所、認定こども園、幼稚園等を利用している場合に、３号認定子どもの利用者負担額（保育料）は、最年長の子どもから順に２人目は「第２子」の金額、３人目以降は、無料となります。（企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部の利用、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合も多子軽減制度の人数に含めますが、保育料は軽減されません）その確認書類といたしまして、企業主導型保育事業等をご利用されている児童につきましては、市役所で配布している保育施設利用証明書を子育て支援課までご提出ください。

（注意４）

市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の一般世帯および市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の特定世帯（ひとり親世帯および在宅障がい者がいる世帯等）については、上記（注意３）の規定にかかわらず、３号認定子どもの利用者負担額（保育料）は、最年長の子どもから順に２人目は「第２子」の金額、３人目以降は、無料となります。また、勤務、修学等の都合で別居している場合であっても、生計を一にする子どもだと認められる場合もございますので、子育て支援課までご相談ください。

（注意５）

年度の途中で誕生日を迎えて３号認定から２号認定に切り替わる場合（年度途中で３歳に達した場合）でも、当該年度中は３号認定の利用者負担額（保育料）となります。

（注意６）

子どもと同居する祖父母がいる場合、父母の収入によっては、祖父母の市町村民税額で利用者負担額（保育料）・副食費免除の有無を決定する場合があります。（世帯分離されていても、居住実態で決定となります）

（注意７）

２号認定子どもについては、食材料費をお支払いいただきます。ただし、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の一般世帯および市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の特定世帯（ひとり親世帯および在宅障がい者がいる世帯等）、もしくは同一世帯内で小学校就学前までの子どもが複数人同時に保育所、認定こども園、幼稚園等を利用している場合の第３子以降の子どもについては、副食費が免除されます。

（注意８）

利用者負担額（保育料）には、食材料費（主食費、副食費）、諸費用等は含まれませんので、通われる施設にお問い合わせください。

お問い合わせ

高石市教育委員会 こども未来室 子育て支援課

電話：072-275-6359（直通）